

(別添資料1)

事業所名

鳥栖市障害児通園施設ひかり園

支援プログラム（参考様式）

作成日

6 年

4 月

1 日

法人（事業所）理念		就学前の児童、学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に通学する児童に対し、日常生活における基本的動作及び知識技能を習得並びに集団生活の適応、生活能力の向上のため、また、社会との交流を図ることができるよう、その児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切な指導及び訓練を行うものとする。							
支援方針		児童及び保護者の意思及び人格を尊重し、常に児童及び保護者の立場に立ってサービスの提供を行う。 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉・教育サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める							
営業時間			9 時	0 分から	16 時	0 分まで	送迎実施の有無	あり	なし
		支 援 内 容							
本人支援	健康・生活	肢体不自由児に関しては、リラクセーション等の身体的な訓練を行う事で、健康の増進と日常生活への安定を図る。 また、発達障害が背景としてある児童に対しては、健康状態を保護者からの聞き取りにより把握すると共に、日常生活の環境を整える事のできるアドバイスを行う。							
	運動・感覚	肢体不自由児に関しては、姿勢と運動・動作の向上を図るリハビリテーションを行っていく。 発達障害児に対しては、動作に対する訓練と共に感覚の特性に応じた工夫や活用を支援する。							
	認知・行動	全児童に対して、それぞれの特性や発達段階に応じて動作や課題、プレイセラピーを通じて認知機能や行動面の支援を行う。 また、通園で行った工夫や課題を保護者と共有することで日常の工夫に繋げていく。							
	言語 コミュニケーション	プレイセラピーを用いて他者との相互作用によるコミュニケーション能力の向上を図る。							
	人間関係 社会性	保護者面談での家庭での対応に対する助言とリハビリテーション場面での児童のやり取りを通じて、保護者や支援者との安定した人間関係を形成する。							
家族支援		保護者面談に1名、児童に1名、支援者を配置することで、毎回のリハビリテーションの際に個別の支援を行っていく。					移行支援	必要に応じて移行先との支援内容や支援方針の共有を行う。	
地域支援・地域連携		必要に応じて学校や医療機関と連携していく。					職員の質の向上	臨床心理士や心理リハビリテーションに関する学会やワークショップへの参加を行っている。	
主な行事等		特になし。							